

平成28年4月から 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (障害者差別解消法) が施行されます

問い合わせ 障害福祉課 ☎9152

この法律は、障がいや理由とする差別を解消することで、障がいがある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すことを目的としています。

概要

- ・障がいや理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項
- ・国の行政機関や地方公共団体などおよび民間事業者による「障がいや理由とする差別」の禁止
- ・障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁を取り除くために必要な合理的配慮の実施

障害者差別解消法で定められていること

- ✓ 「不当な差別的取扱い」をしてはいけない
- ✓ 「合理的な配慮」をするように努力しなければならない
※行政機関では、しなければならない(法的義務)

「不当な差別的取扱い」

障がいや理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限・条件を付けたりするなどの行為のこと。

- (例) ・車椅子を利用していることを理由に入店を拒否する。
・障がいがあることを理由に講演会やイベントへの参加を拒否する。
・障がいがあることを理由にアパートの契約を拒否する。

「合理的配慮」の提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、過度の負担とならない範囲で社会的障壁(※)を取り除くために、その人の障がいに応じた工夫・方法で配慮すること。

- (例) ・車椅子の人が乗り物に乗る時に手助けする。
・障がいのある人の障がい特性に応じたコミュニケーション(筆談、読み上げなど)で対応する。
・知的障がいのある人に分かりやすく説明する。

※社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの。

- (例) ・事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
・制度(利用が難しい制度など)
・慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)
・観念(障がいのある人への偏見など)

	「不当な差別的取扱い」	「合理的配慮」の提供
国の行政機関・地方公共団体	禁止	法的義務
民間事業者(個人事業者、NPO団体などを含む)	禁止	努力義務

多文化共生の扉

このコーナーへの意見・感想は、協働推進課国際交流・多文化共生担当(市民活動センター内) ☎0201まで気軽に寄せてください。

問い合わせ 協働推進課 ☎3810

フィリピンの国民性

多文化共生相談員 竹下理恵さん



廿日市市では、外国人も地域社会の一員として暮らしやすい地域づくりを進めるため、外国語で相談対応ができる「多文化共生相談員」を配置しています。

相談日 ※すべて9時~16時
●中国語 火・水・木曜日
陳琳(ちん・りん)相談員
●タガログ語・英語 水・金曜日
竹下理恵(たけした・りえ)相談員
ところ 市民活動センター

内容 生活に必要な情報の提供、市役所の手続きなどの相談、市役所窓口や小・中学校、保育園での手続きなどの通訳。

フィリピンは昔、スペインの植民地であったため、現在もその影響が残っていて、人々の大半は熱心なクリスチャンです。結婚は神聖なものとされ、一度結婚すれば離婚は認められません。またフィリピンの各地域には地域ごとに聖者がいて、多くの祭りが行われ、同時に迷信的な信仰も人々の間に残っています。

子どもたちはお年寄りに敬意を表すための表現でMano poという行動をします。これは相手の右手を取り、自分の額に押し当てる行為です。あいさつの中には、握手や互いの頬を付ける、眉を上下させながら顎を上げるなどがあります。

暑い気候のため、魚や肉を生で食べる習慣はありません。食べる前には神様に対して感謝のお祈りをし、ご飯がない場合は食事と呼びません。

また、家族間の絆はとても強く、社会人となった子どもも可能な限り両親のそばで一緒に生活を送ります。

多くの人々は海外へ出稼ぎに行き、家族が少しでもより良い生活ができるように家族から離れた生活も我慢して送る、優しく信心深い特徴があります。

Bayanihanという言葉があり、これは助け合いの精神のことです。助け合うときは何も要求しないで、無償で一生涯懸命相手のために尽くします。良くしてくれた人に対し、いつまでもこのときのことを忘れず、感謝する義理堅い面もあります。

しかし困った点もあります。それはフィリピンタイムと呼ばれる待ち合わせでも時間通りになかなか来ないという悪癖のことで、国内では議会すら開催が遅れるなど、時間にルーズなところがあります。

それでも人々はフレンドリーで明るく、歌や踊り、音楽が好きで民族です。つらくても生活が苦しくても笑顔が絶えない人々は「ハッピーピープル」と呼ばれています。

災害時の助け合いに 協力してください

問い合わせ 福祉総務課 ☎9151

災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人や高齢者の皆さんに対して、災害情報の伝達や安否確認、避難誘導などの手助けを地域の助け合いの中で行っていくための支援体制づくりを進めています。

●協力してください

大規模な災害時には、市や関係機関による対応と併せて、地域ぐるみで助け合う自主的な防災活動が重要となります。そのため、市では障がいのある人や高齢者などの避難行動要支援者に対して、災害時の安否確認や避難誘導を行う避難支援者(団体)を町内会などの自治組織や自主防災組織にお願いしています。活動は可能な範囲の支援であり、法的責任や義務を負うものではありません。

要支援者本人または地域の支援団体から協力依頼があったときは、支援者の登録や避難支援活動に協力してください。

●登録してください

障がいのある人や高齢者の皆さんを対象に避難行動要支援者名簿を作成しています。

この名簿は、災害が起きる前から自身の情報を市に登録し、災害時の避難情報の伝達や安否確認、避難誘導を地域の避難支援者(団体)と連携して行うために作成されています。

登録は、福祉総務課または各支所福祉グループへ「登録同意書」を提出してください。登録同意書は市ホームページ、各担当課窓口で配布しています。
※在宅の人が対象のため、施設・病院などに長期入所・入院している人は対象外です